

平成 16 年 1 月 22 日

各 位

株式会社 りそな銀行
株式会社 埼玉りそな銀行

公庫買取型住宅ローン「りそな住宅ローン（長期固定型）」の取扱開始について

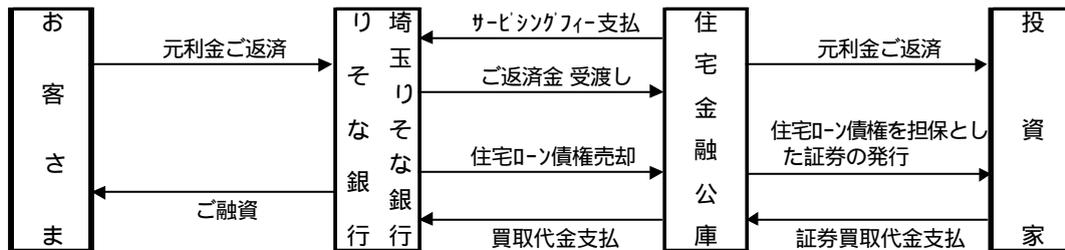
りそなグループのりそな銀行（社長 野村 正朗）及び埼玉りそな銀行（社長 利根 忠博）は、長期固定金利型住宅ローンへのニーズにお応えすべく、平成 16 年 1 月 26 日（月）より、住宅金融公庫の証券化事業 に対応する公庫買取型住宅ローン「りそな住宅ローン（長期固定型）」の取扱を開始いたします。

住宅金融公庫は、直接融資業務を段階的に縮小し、平成 19 年度末までに住宅ローン債権の証券化を主業務とする独立行政法人へ転換することを踏まえ、民間金融機関から住宅ローン債権を買取り、証券化する事業を行っております。

本ローンは、お借入全期間が固定金利となります。本ローンの取扱開始により、住宅ローン金利のタイプは、これまでの「変動金利型」、「2、3、5、7、10 年の各期間で、固定金利期間を選択できる固定金利選択型」に加え、「お借入全期間（最長 35 年間）の固定金利型」の中から、お選び頂けるようになります。

今後とも、高度化・多様化するお客さまの様々なニーズに木目細かくお応えし、「真の金融サービス業」への転換、「好感度 No. 1 銀行」を目指してまいります。

（スキーム図）



本ローンはご融資実行後、ただちに当社から住宅金融公庫にローン債権を譲渡（売却）いたします。住宅金融公庫では民間金融機関から買い取った同様のローン債権を証券化して投資家向けに売却いたします。ローン債権譲渡後も当社は住宅金融公庫との業務委託契約により、お客様のローンご返済に関する事務のお取扱いを行います。

以上

ご参考

(商品概要)

ご利用いただける方	次の条件をすべて満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ・ご本人が所有および居住するための住宅を建設・購入される方 ・申込日現在で70歳未満の方 ・このローンにおける毎月の返済額の5倍以上の月収がある方 ・日本国籍の方または永住許可を受けている外国人の方 										
収入に関する要件	お申込人様の年収に占めるすべての借入金の年間返済額（今回の借入金に係る返済額を含みます）の割合が次の基準以下となっていることが必要です。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>年収</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円未満</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>300万円以上 400万円未満</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>400万円以上 700万円未満</td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td>700万円以上</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table>	年収	割合	300万円未満	25%	300万円以上 400万円未満	30%	400万円以上 700万円未満	35%	700万円以上	40%
年収	割合										
300万円未満	25%										
300万円以上 400万円未満	30%										
400万円以上 700万円未満	35%										
700万円以上	40%										
資金のお使いみち	ご本人様で所有および居住するための新築住宅の建設または新築住宅の購入資金 ご融資対象の住宅に関し、住宅金融公庫が定める基準を満たすことが必要です。										
ご融資金額	100万円以上5000万円以内 ただし、住宅建設費(土地の取得費を含みます)または住宅購入価額の80%以内です。										
ご融資期間	次のいずれか短い方の期間内 20年以上35年以内(60歳以上の方がお申し込みされる場合は10年以上) 完済時の年齢が80歳となるまでの年数										
ご融資利率	固定金利(お借り入れから完済までご融資利率は変わりません) ご融資利率はご融資実行時点における当社所定の利率を適用します。										
ご返済方法	毎月元利均等返済または毎月元金均等返済 それぞれ6ヵ月毎のボーナス返済も可能です。(ご融資金額の40%以内の範囲で)										
担保	融資の対象となる建物およびその敷地に、本住宅ローンの譲受人である住宅金融公庫を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定させていただきます。										
保証	保証人は不要です。										
団体信用生命保険	(財)公庫住宅融資保証協会の団体信用生命保険にご加入いただきます。										
火災保険	お客様が任意火災保険にご加入いただき、その火災保険金請求権上に住宅金融公庫を質権者とする質権を設定させていただきます。 <ご注意> <ul style="list-style-type: none"> ・本ローンのご融資期間・ご融資金額以上の火災保険にご加入ください。 ・住宅金融公庫融資の特約火災保険はご加入いただけません。 										
手数料	ご融資時に事務手数料50,000円(消費税等込み)をお支払いいただきます。ご融資後の繰上返済等にかかる手数料はございません。										

以上